

霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月17日提出
霧島市長 中重真一

霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年霧島市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(6) 潜水業務手当

(7) 緊急消防援助隊手当

第7条の次に次の2条を加える。

(潜水業務手当)

第8条 潜水業務手当は、消防職員が潜水業務（職務上の命令により従事する潜水訓練を含む。）に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事回数1回につき310円とする。

（緊急消防援助隊手当）

第9条 緊急消防援助隊手当は、消防職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した1勤務日につき2,160円とする。

3 緊急消防援助隊手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

本市消防職員の特殊勤務手当の見直しに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。